



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第913号 令和8年2月13日発行

## 目次

は県例規集掲載

### 【告示】

番号	表	題	担当課名
92	特定調達契約について一般競争入札に付する件		情報政策課 行政DX推進室

### 【病院局告示】

番号	表	題	担当課名
1	特定調達契約について一般競争入札に付する件		

### 【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
29	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件		

### 【監査委員公表】

番号	表	題	担当課名
1	定期監査の結果公表		
2	財政的援助団体等監査の結果公表		
3	定期監査結果報告に対する措置状況		

徳島県告示第九十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和八年二月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 調達をする特定役務の名称及び数量  
セキュリティ対策システム調達及び運用保守業務 一式
- 2 調達をする特定役務の特質等  
セキュリティ対策システム調達及び運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 3 業務委託期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで
- 4 納入場所  
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 本件入札に係る入札概要書及び仕様書（以下「入札概要書等」という。）の交付を受けた者であること。
- 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という

。 (一)に必要書類を添付して、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

## 2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

### (一) 受領期限

令和八年三月二十三日（月曜日）正午

### (二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 八八―六二一―二〇六七）

## 四 契約条項を示す場所等

### 1 契約条項を示す場所並びに入札概要書等及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室プラットフォーム担当

電話 ○八八―六二一―三二六六

ファクシミリ ○八八―六二一―二八三六

電子メール [gyouseidx@pref.tokushima.lg.jp](mailto:gyouseidx@pref.tokushima.lg.jp)

### 2 入札概要書等の交付期間

令和八年二月十三日（金曜日）から同年三月二十三日（月曜日）正午まで

### 3 入札概要書等の交付方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

## 五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする特定役務の様子が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

## 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

### (一) 受領期限

令和八年三月二十三日（月曜日）正午

### (二) 提出場所

郵便番号 七七 一八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室プラットフォーム担当

### (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

## 六 入札手続等

## 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

### (一) 日時

令和八年三月三十日（月曜日）午後二時

### (二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁万代庁舎四階 四A会議室

### (三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、封筒の表面に「セキュリティ対策システム調達及び運用保守業務入札書在中」と朱書の上、書留郵便により、2の（一）に掲げる受領期限までに必着のこと。）

## 2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

### (一) 受領期限

令和八年三月二十七日（金曜日）午後五時

### (二) 宛先

郵便番号 七七 一八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室プラットフォーム担当

## 3 入札方法

入札金額は、仕様書に記載した各種費用を積算の上、総額を記載すること。代金の見積りに当たっては、仕様書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札保証金及び契約保証金

免除

## 5 入札の無効

### (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封筒の表面に「セキュリティ対策システム調達及び運用保守業務入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

### (三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

### (五) 同一事項に対して行った二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

## 6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び仕様書に示した特定役務の提供について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 7 契約書作成の要否

### 8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

(一) 詳細は、入札概要書による。

(二) 本件特定調達契約に係る契約締結日の属する年度の県の予算が成立しなかつた場合又は減額となつた場合は、この入札を中止する。

(三) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかつた場合又は減額となつた場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

## 七 Summary

### 1 Nature and Quantity of the Services to be Required

Procurement, Operation, and Maintenance of Security System 1 set

### 2 Time Limit of Tender

2:00 p.m. on March 30, 2026

### 3 For further information, please send all enquiries to the following address.

Administrative DX Promotion Office, Information Policy Division,  
Planning and General Affairs Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-3266

徳島県病院局告示第一号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価落札方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和八年二月十三日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量  
血管造影X線撮影装置（I・V・R・C・Tシステム）及び保守業務 一式
- 2 購入物品等の特質等  
入札説明書による。

3 納入期限

令和八年十二月三十一日（木曜日）

4 納入場所

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当（電話〇八八 六二二 二二二八）

四 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当（電話〇八八 六二二 二二二八）

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等の必須の要求要件に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限  
令和八年三月九日（月曜日）午後五時
- (二) 提出場所  
郵便番号七七〇 八五七〇  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当
- (三) 提出方法  
直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時  
令和八年三月二十六日（木曜日）午後二時
- (二) 場所  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県病院局会議室
- (三) 入札書の提出方法  
直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

- (一) 受領期限  
令和八年三月二十五日（水曜日）午後五時
- (二) 宛先  
郵便番号七七〇 八五七〇  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金  
免除

6 入札の無効

- (二)(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「血管造影X線撮影装置（IVR・CTシステム）及び保守業務一式」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

- (三) 記名のない入札
  - (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
  - (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
  - (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
  - (七) その他入札に関する条件に違反した入札
- 7 落札者の決定方法
- 有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で総合評価基準等に基づき算定された数値の最も高いもので落札者を決定する。落札となるべき数値の者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 契約書の作成の要否  
要

- 9 契約書の作成に係る注意事項
- 今回の入札においては、機器納入後、稼働開始から一年間の無償保証期間の満了後以降五年間の保守経費についても含めるものとする。

ただし、物品売買契約と保守業務委託契約とは別々に締結することとし、保守業務委託契約の締結に当たっては、その契約条項に「この契約は徳島県長期継続契約に関する条例(平成十七年徳島県条例第十八号)の規定に基づく長期継続契約であるため翌年度以降において、歳出予算の当該金額について、減額又は削除があつた場合は当該契約は解除する」旨を規定する。

10 その他

詳細は、入札説明書による。

七 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased  
Interventional Radiology - Computed Tomography and maintenance 1 set
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification  
5:00 p.m., March 9, 2026
- 3 Date of Tender  
2:00 p.m., March 26, 2026  
(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., March 25, 2026)
- 4 Contact point for the notice  
Management Reform Division, Prefectural Hospitals Bureau  
Tokushima Prefectural Government

1-1Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture  
Phone:088-621-2218

徳島県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和八年一月二十日から施行する。

令和八年二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

- 一の表11の項中「徳島市佐古八番町4」を「徳島市佐古八番町4-22」に、同表131の項中「三好市三野町加茂野宮字東王地本1509番地1」を「三好市三野町加茂野宮1509番地1」に、  
二の表45の項中「介護老人福祉施設 健祥会バインエルン」を「特別養護老人ホーム 健祥会バインエルン」に改める。

徳島県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。  
令和8年2月13日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	井村保裕
同	平山尚道

1 監査基準

定期監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和7年10月9日から令和7年12月22日までの間に、別表に記載の51機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和6年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

(1) 収入事務において適切でないもの

< 保健製薬環境センター >

有価物の売却に係る契約において、随意契約ができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 南部総合県民局県土整備部 阿南庁舎 >

河川占用許可事務において、占用料の未徴収や占用許可更新手続の不備のほか、関係書類の誤廃棄を行ったものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2)夜勤手当の支給で適切でないもの

< 徳島学院 >

夜勤手当を支給するべきであったにもかかわらず、支給されていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(3)契約事務で適切でないもの

< 南部総合県民局県土整備部 美波庁舎 >

委託契約において、予定価格を定めていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 南部総合県民局県土整備部 美波庁舎 >

委託契約において、予算成立前に見積合わせを行っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(4)収入で未収となっているもの

< 南部こども女性相談センター >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和6年度決算額	6,370,760円
令和5年度決算額	6,418,880円
増減額	48,120円

< 西部こども女性相談センター >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和6年度決算額	1,432,190円
令和5年度決算額	1,406,940円
増減額	25,250円

< 南部総合県民局地域創生防災部 阿南庁舎 >

県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和6年度決算額	152,706,624円
令和5年度決算額	105,889,024円
増減額	46,817,600円

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	1,622,880円
令和5年度決算額	1,632,880円
増減額	10,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	16,500,460円
令和5年度決算額	17,218,781円
増減額	718,321円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	7,977,720円
令和5年度決算額	8,350,740円
増減額	373,020円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	1,796,980円
令和5年度決算額	1,821,691円
増減額	24,711円

< 西部総合県民局地域創生観光部 美馬庁舎 三好庁舎 >

県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和6年度決算額	31,713,109円
令和5年度決算額	39,476,343円
増減額	7,763,234円

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	1,959,960円
令和5年度決算額	1,964,960円
増減額	5,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	16,679,916円
令和5年度決算額	16,502,319円
増減額	177,597円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	3,591,422円
令和5年度決算額	3,769,422円
増減額	178,000円

別表

監査対象機関
防災人材育成センター
自治研修センター
二十一世紀館
食肉衛生検査所
動物愛護管理センター
保健製薬環境センター
南部こども女性相談センター
西部こども女性相談センター
徳島学院
総合看護学校
精神保健福祉センター
発達障がい者総合支援センター
中央テクノスクール
南部テクノスクール
西部テクノスクール
東京本部
東海本部

## 監 査 対 象 機 関

関西本部

西部家畜保健衛生所

阿南安芸自動車道用地推進センター

南部総合県民局地域創生防災部 < 美波庁舎 >

南部総合県民局地域創生防災部 < 阿南庁舎 >

南部総合県民局保健福祉環境部 < 阿南庁舎 >

南部総合県民局保健福祉環境部 < 美波庁舎 >

南部総合県民局農林水産部 < 美波庁舎 >

南部総合県民局農林水産部 < 阿南庁舎 >

南部総合県民局県土整備部 < 阿南庁舎 >

南部総合県民局県土整備部 < 那賀庁舎 >

南部総合県民局県土整備部 < 美波庁舎 >

南部総合県民局出納室

西部総合県民局地域創生観光部 < 美馬庁舎 >

西部総合県民局地域創生観光部 < 三好庁舎 >

西部総合県民局保健福祉環境部 < 三好庁舎 >

西部総合県民局保健福祉環境部 < 三好保健所庁舎 >

西部総合県民局保健福祉環境部 < 美馬庁舎 >

西部総合県民局保健福祉環境部 < 美馬保健所庁舎 >

西部総合県民局農林水産部 < 美馬庁舎 >

西部総合県民局農林水産部 < 三好庁舎 >

西部総合県民局県土整備部 < 三好庁舎 >

西部総合県民局県土整備部 < 美馬庁舎 >

西部総合県民局出納室

徳島中央警察署

徳島名西警察署

徳島板野警察署

鳴門警察署

小松島警察署

阿南警察署

牟岐警察署

阿波吉野川警察署

美馬警察署

三好警察署

図書館、博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館を含む。

徳島県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年度の財政的援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月13日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	井村保裕
同	平山尚道

1 監査基準

財政的援助団体等監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和7年12月17日から令和8年1月22日の間に、別表に記載の12団体において実施した。

3 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

令和6年度における財政的援助等に係る出納その他の事務を対象とし、監査対象団体から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第3号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

<公益財団法人とくしま産業振興機構>

割賦設備債権、リース設備債権、設備資金貸付金及び求償権について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

債権残額の状況

令和6年度決算額	96,869,229円
令和5年度決算額	97,393,069円
増減額	523,840円

別表

監査対象団体	財政的援助等の概要
四国開発土木株式会社	公の施設の管理
株式会社コート・ベール徳島	出資金、公の施設の管理
一般財団法人徳島県観光協会	出資金、補助金、公の施設の管理

監 査 対 象 団 体	財 政 的 援 助 等 の 概 要
株式会社ネオビエント	公の施設の管理
徳島空港ビル株式会社	出資金、公の施設の管理
公益財団法人徳島県文化振興財団	出資金、公の施設の管理
一般財団法人徳島県環境整備公社	出資金
公益財団法人とくしま産業振興機構	出資金、補助金、貸付金、損失補償
株式会社徳島健康科学総合センター	出資金
徳島中央森林組合	公の施設の管理
一般社団法人かみかつ里山倶楽部	公の施設の管理
株式会社バル	公の施設の管理

徳島県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月13日

徳島県監査委員 鹿山公弘  
同 大西康生  
同 福山正啓  
同 井村保裕  
同 平山尚道

監査結果の公表年月日	令和7年11月14日		
監	査	の 結 果	講 じ た 措 置
(1) 収入事務において適切でないもの	<p>&lt; 農林水産総合技術支援センター 経営推進課 &gt; 過払いとなった交付金について、返納手続の不備により、十分な措置が講じられていない。今後、適切な債権管理を行う必要がある。</p>	<p>今回の事案は、交付金の返納手続において、債務者から令和6年4月に債務承認及び弁済申出書により、分割弁済の申し出があったものである。県としては同日付けで返還を求める通知を行ったが、分割弁済については、債務者の健康状態や収入状況を勘案の上で分納の可否を決定する必要があったため、7月に債務者から提出された分納誓約書をもとに、分納承認を行った。</p> <p>今回、分納誓約書に、「期限の利益の喪失」が規定されていないにもかかわらず、分納承認を行っているとの指摘を受け、債務者と協議の上、分納誓約書の変更手続を行い、分割納付が不履行となった場合、一括弁済を求める「期限の利益の喪失」等の規定を盛り込んだ。</p> <p>引き続き、債権回収に努めるとともに、分納が滞った場合には、直ちに期限の利益を喪失させ、法的措置を検討するなど、適切な債権管理を徹底する。</p>	
(2) 特殊勤務手当の支給で適切でないもの		<p>&lt; 環境指導課 &gt; 特殊勤務手当の支給について、夜間に行われた場合の加算ができていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、夜間パトロール業務に従事した職員の特殊勤務手当について、各職員が総務事務システムへ入力する際、業務を午後7時以降も行った場合は夜間加算の適用があるものの、通常の手当分のみで入力していたため、夜間加算分が支給されていなかったものである。</p> <p>今回の指摘を受け、職員に夜間加算がある旨を周知するとともに、総務担当者により超過勤務実績と日額特勤実績の突合確認を行い、決裁者が徹底した最終確認を行うこととした。支給できていなかった14件分については、令和7年8月の月例報告で修正処理を行った。</p> <p>また、監査対象年度の特殊勤務手当について再確認を行い、同様の誤</p>

		<p>りがほかがないことを確認した。          今後は、同様の誤りが発生しないよう、加算項目がある手当について、その内容を職員に周知するとともに、上述の組織的な確認を徹底し、適正な事務執行に努める。</p>
<p>(3) 支出事務で適切でないもの</p>	<p>&lt; 企業局経営企画課 &gt;          長期借入金の返還において、期限を超過したものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、企業局事業会計間での長期借入金の返還における資金移動（公金振替手続）に際し、担当者の確認不足により納期限を超過したものである。          予算経理担当では、公金振替の手続を、資金管理の担当者1名で行い、担当内での連携が不足していた。          事案判明後、公金振替の手続を行うとともに、資金貸付契約に基づき、納期限の翌日から償還日までの7日分の違約金を支払った。          再発防止策として、新たに決算業務を集約したチェックシートを作成、リスク評価シートの「確認すべき規定やマニュアル等」に追記し、担当内外でも確認できるよう共有した。          なお、監査対象年度において同様の誤りがないことを確認している。          今後は、借入側と貸付側の各会計担当者が、相互連携により確認し、更に資金管理担当者が確認を行うことを徹底し、適正な事務執行に努める。</p>
	<p>&lt; 三好病院 &gt;          資金前渡を行ったもので、支払完了後の精算手続が遅延しているものがある。また、立替払により支出しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、学会や研修会等の参加費の精算及び支出において、職員の認識不足により、研修会等参加後の領収書等の証拠書類が速やかに提出されていないものや、参加費の申請を事後でも構わないと思込み立替払で対応していたものである。          指摘のあった支出事務が適切でないものについては、徳島県会計規則第44条及び地方自治法第232条の5に基づいた適正な事務処理が行われるよう、病院長名の文書「研修参加費の支出について」を発出し、各種会議や院内掲示をとおして、職員への周知を行った。          また、資金前渡の際には、参加費の振込通知により、個別に注意事項の周知を行っている。          今後も引き続き、会議や院内掲示で周知を図るとともに、各部局がしっかりと連携しながら、組織的な管理・確認を徹底し、適正な事務執行に努める。</p>
	<p>&lt; 海部病院 &gt;          立替払により支出しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、学会や研修会等の参加費の支出において、職員の認識不足により、参加費の申請を事後で良いと思ひ、立替払で対応していたものである。          指摘を受け、支出事務の適正な執行について、院内で情報共有・周知</p>

		<p>を行った。</p> <p>また、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認した。</p> <p>今後は、同様の事案が発生しないように、学会や研修会等の参加費を支出する際には、必ず事前に参加費を申請するよう、事務担当者が会議や文書などを利用して職員に周知徹底し、組織として適正な事務の執行体制の確保に努める。</p>
(4) 契約事務で適切でないもの	<p>&lt; 農林水産総合技術支援センター 水産研究課 &gt;</p> <p>委託契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、施設撤去を年度内に完了し、人的災害リスクを解消するためには、施設撤去工事の応札期限までに、県が実施主体として磁気探査を完了しておく必要があったため、検討が不十分なまま、「緊急の必要によるもの」と誤った判断を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約を締結したものである。</p> <p>なお、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認している。</p> <p>適正な契約事務の執行を確保するため、土木工事及び関係法令を十分に理解した上で計画的に事業を推進するとともに、課員を対象として契約事務規則、随意契約ガイドライン等に関する研修を実施し、適切な契約事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>今後は、随意契約を行う場合には、必ず事前に担当内で可否について十分検討し、担当リーダー及び所属長が最終確認を行った上で事務手続に入ることを徹底することとし、適正な事務の執行に努める。</p>
	<p>&lt; 海部病院 &gt;</p> <p>賃貸借契約において、契約書に契約締結日が記載されていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、気道粘膜除去装置の賃貸借の契約書について、事務担当者の不注意により、契約締結日を記載しておらず、支払時においても、支出負担行為決議書兼支出命令書及び請求書のみを回議し、契約書を添付できていなかったため、発見に至らなかったものである。</p> <p>指摘を受け、契約事務の適正な執行について、事務局内で情報共有・周知を行った。</p> <p>また、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認した。</p> <p>今後は、同様の事案が発生しないよう、事務担当者のみならず、決裁ラインが十分な注意を払って、会計書類中の記載漏れや不備がないことを確認するとともに、支払時には契約書を必ず添付させて出納担当者の確認を受けることにより、組織としての適正な事務執行体制の確保に努める。</p>
	<p>&lt; 海部病院 &gt;</p> <p>公募型プロポーザル方式による随意契約において、選定された候補者との契約締結時に見積書を徴していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>候補者選定後に仕様に関して候補者と交渉した際、契約金額について口頭で企画提案書の時点から変更がないことは確認したが、見積書の提出は求めなかった。これは、担当者が公募型プロポーザル方式随意契約の手続を十分に確認しておらず、仕様は公告時のものから実質的な変更</p>

		<p>がなく、金額にも変更がないため見積書は不要と判断したことによる。          監査対象年度において他に公募型プロポーザル方式の随意契約はなく、同様の誤りはない。          今後は、県が作成した文書『「公募型プロポーザル方式による随意契約の取扱い」について』をチェックシートの的に活用し、担当者が記載されているとおりに事務を執行することで手続漏れをなくし、決裁者が確認することで適正な事務の執行を確保する。</p>
	<p>&lt;海部病院&gt;          委託契約等において、予定価格を定めていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、在宅酸素療法用装置賃貸借及び保守点検業務の委託をはじめ、在宅医療用機器の賃貸借に関する契約締結伺いにおいて、予算の節残額の範囲内であることの記載をもってたりるものと事務担当者が思い込んでいたため、契約金額が予定価格の範囲内であるかどうか不明瞭となってしまっており、また、決裁時にもその記載を訂正させていなかったものである。          指摘を受け、契約事務の適正な執行について、事務局内で情報共有・周知を行った。          また、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認した。          今後は、同様の事案が発生しないよう、事務担当者のみならず、決裁ライン、出納担当者が十分な注意を払って、契約金額が記載され、予定価格の範囲内であることを確認することにより、組織としての適正な事務執行体制の確保に努める。</p>
<p>(5) 工事に関する事務で適切でないもの</p>	<p>&lt;東部県土整備局 徳島庁舎 &gt;          工事請負契約において、誤った積算単価により設計書を作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>本件は、道路及び急傾斜地崩壊対策事業における法面工において、現場条件や現場における施工数量を踏まえて、条件に応じた補正率の適用を行い、または、施工数量の増加による見直しを行うべきところ、当初設計の加算率のまま変更契約を行っていたものである。          また、2つの河川工事において、工事に使用する仮設資材の搬出入費について、現場施工における実績を踏まえて適正な積算に見直すべきところ、当初設計のまま変更契約を行っていたものである。          これらの誤りが発生した原因は、担当者が変更仕様書を作成する際、現場条件や施工規模の変更について、十分確認を行っていなかったこと、また、その後のチェックも十分に行われていなかったことによるものである。          指摘を受け、東部県土整備局徳島庁舎において、速やかに各積算担当者に指摘内容の周知を図り、チェックリストにより、工事設計書の決裁時に、設計者、審査者、担当リーダーによる二重三重のチェックを行い、現場条件を踏まえた適正な積算が行われているかについて、十分な確認を行っている。          なお、監査対象年度においては、他に同様の誤りがないことを確認している。</p>

		今後とも機会を捉えて周知徹底を行い、同様の事案が発生しないよう組織的な確認と適正な事務の執行に努める。
(6) 港湾施設の使用許可等に係る事務処理で適切でないもの	< 東部県土整備局 徳島庁舎 > 港湾施設の使用許可において、使用期間終了後に許可したものである。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	本件は、港湾施設管理条例第 6 条第 1 項に基づく港湾施設（物揚場）における使用許可において、港湾施設使用者から使用開始前に申請が行われ、使用許可を付与しなければならないところ、当該事務担当者が 1 月後の日付の受付印を押印し、使用開始後に許可したものである。 原因としては、例年、年度末は翌年度 1 年間の港湾施設（野積み場や物揚場）の占使用許可更新手続などが集中するため、組織内でのチェック体制が行き届かず旧年度と新年度の書類が混在し発生したと考えられる。 なお、監査対象年度に、同様の誤りについては確認されなかった。 今後は、事務手順を再確認し、申請書類を管理職及び担当リーダーなど複数人による多重チェックを実施するとともに、特に年度末の対応として、旧年度と新年度の書類を明確に仕分けし、年度末分から処理していくことを徹底する。
(7) 物品の管理で適切でないもの	< 消防保安課 > 前年度の監査に引き続き、物品出納簿に記載できていない物品がある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、前年度に引き続き、消防防災航空隊で購入した備品が物品出納簿に記載できていなかったものである。 消防防災航空隊の事務は、松茂町にある事務所で職員 1 名が主担当として行っているため、その担当者に異動があっても、担当者間の引継のみに委ねる体制であり、事務処理のチェック体制が不十分であった。 指摘を受け、備品購入の支払が終わった後、直ちに物品出納簿を記載するよう所属職員に改めて周知を図るとともに、記載漏れが発生しないよう、適正な事務処理について、所属内で確認し、共有した。 記載できていなかった購入備品に係る物品出納簿については、予備監査終了後、直ちに記載を行い、記載が完了できていることを確認した。 今後は、同様の事案が発生しないよう、物品出納簿への記載を所属内の消防防災航空隊窓口担当者、消防保安課内の物品購入担当者それぞれがチェックするとともに、定期的に物品出納簿への記載、登録の有無を副課長においてチェックすることで、組織としての重層的な確認を徹底し、適正な事務の執行に努める。
	< 教育委員会事務局教育 DX 推進課 > 前年度の監査に引き続き、物品出納簿に記載できていない物品がある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	前年度、購入後に学校へ配置したネットワーク機器が物品出納簿に記載できていないとの指摘を受け、再発防止策として、備品を購入した時には、担当リーダー及び副課長等による確認の徹底に努めていたが、今年度においても、学習者用端末の記載漏れがあったものである。 今回の指摘を受け、速やかに物品出納簿へ当該物品の記載を行い、記

		<p>載漏れを是正するとともに、所属内の物品及び物品出納簿を確認し、監査対象年度において同様の誤りがないことを確認している。          再発防止対策が不十分であったとの認識の下、改めて事務処理を見直し、物品出納簿記載のタイミングとその確認手順を明文化した。          備品を購入した時には、担当者が支出命令に物品出納簿のコピーを添付することとし、決裁時に担当リーダーが記載内容について正確であるかを、副課長が記載について漏れがないかを最終的に確認するよう事務処理フローを改めた。          今後とも、改善した再発防止対策を徹底し、適切な物品管理に努める。</p>												
<p>(8) 収入で未収となっているもの</p>	<p>&lt; 東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 &gt;          県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="551 655 1099 842"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>537,997,975円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>464,065,444円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>73,932,531円</td> </tr> </table> <p>税外収入の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="551 919 1099 1106"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>19,225,694円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>10,010,552円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>9,215,142円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	537,997,975円	令和5年度決算額	464,065,444円	増減額	73,932,531円	令和6年度決算額	19,225,694円	令和5年度決算額	10,010,552円	増減額	9,215,142円	<p>1 収入未済額の状況          令和6年度の「県税」の収入未済額は、国税への修正申告に起因する大口特殊案件の発生などにより73,932,531円増加し、537,997,975円であった。税目別では、市町村が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の66.8%、自動車税が5.9%と、この2税目で県税収入未済額全体の72.7%を占める状況であった。</p> <p>〔参考〕          「個人県民税」の収入未済額 359,223,712円          (対前年度増減 1,818,261円)          「自動車税」の収入未済額 31,565,090円          (対前年度増減 10,170,022円)</p> <p>また、「税外収入」の収入未済額は、19,225,694円であり、重加算金が99.9%を占める状況であった。</p> <p>2 講じた措置          滞納となった県税等については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>(1) 個人県民税の徴収対策          収入未済額の約7割を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町村の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と9市町(徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、藍住町及び板野町)それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施している。          特に、徴収困難な滞納者宅の搜索・差押えを重点的に行うなど厳しい姿勢で臨んでおり、その取組の一環として、今年度も引き続き合同公売会(出品団体:徳島県・徳島市・小松島市・吉野川市・石井町・藍住町・徳島滞納整理機構)を令和7年11月に開催し、搜索</p>
令和6年度決算額	537,997,975円													
令和5年度決算額	464,065,444円													
増減額	73,932,531円													
令和6年度決算額	19,225,694円													
令和5年度決算額	10,010,552円													
増減額	9,215,142円													

により差し押さえた物品を売却して未納の徴収金に充てた。  
 なお、「相互併任制度」と「地方税法第739条の5による県への徴収引継」の併用により、市町村の実情に応じた徴収強化を図っている。

さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町村との「共同催告」や「県への徴収引継予告」による納税推進、差押え等の滞納処分を、市町村と連携し集中的に実施した。

加えて、令和7年度は、納付を促す効果を狙い、「共同催告」等の文言、同封するチラシ及び封筒をインパクトのあるものに見直した。

### (2) 個人県民税以外の税目の徴収対策

自動車税をはじめとするその他の税目及び税外収入については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を実施して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。

一方、大口の滞納が発生した場合は、「滞納分析会議」を待たず、ただちに財産調査を開始し、担当一丸となって滞納整理に着手している。

また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進捗管理を行っている。

### 3 今後の対応

今後とも、納期内納付向上のための広報及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。また、個人県民税については、市町村との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。

#### 県税の収入未済額の状況

令和6年度決算額	537,997,975円
収入済額	176,666,608円
不納欠損額	37,094,020円
令和7年11月30日現在の収入未済額	360,675,531円

		<p>税外収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>19,225,694円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>117,673円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>4,947,161円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>14,160,860円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	19,225,694円	収入済額	117,673円	不納欠損額	4,947,161円	令和7年11月30日現在の収入未済額	14,160,860円						
令和6年度決算額	19,225,694円															
収入済額	117,673円															
不納欠損額	4,947,161円															
令和7年11月30日現在の収入未済額	14,160,860円															
	<p>&lt;労働雇用政策課&gt;                  雑入(徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金)の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>雑入(徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金)の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>7,408,557円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>7,552,557円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>144,000円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	7,408,557円	令和5年度決算額	7,552,557円	増減額	144,000円	<p>当該貸付金は、債務者である協同組合が既に解散しており、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。                  この組合は、毎月12,000円の返済を確約していたが、平成29年9月返済分から、組合員の減少による財政悪化を理由に毎月10,000円の返済となっていた。                  このため、平成30年7月に、確約どおりの月12,000円の弁済等を求める通知文を手交するとともに、機会あるごとに納付を催告した結果、平成30年11月分から、再び月12,000円の返済が行われているところである。                  また、令和7年8月に組合の事務所を訪問し、一括返済や返済額の増額等についても引き続き催告を行ったところである。                  今後とも、一括返済や返済額の増額を求め、早期の完済に向けた取組を継続していく。</p> <p>雑入(徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金)の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>7,408,557円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>96,000円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>7,312,557円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	7,408,557円	収入済額	96,000円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	7,312,557円
令和6年度決算額	7,408,557円															
令和5年度決算額	7,552,557円															
増減額	144,000円															
令和6年度決算額	7,408,557円															
収入済額	96,000円															
不納欠損額	0円															
令和7年11月30日現在の収入未済額	7,312,557円															
	<p>&lt;中央こども女性相談センター&gt;                  児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p>	<p>未納の当該負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、家庭相談員が文書や電話による督促、戸別訪問による納入指導、滞納者及び児童の新規入</p>														

	<p>児童福祉費負担金の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>21,519,176円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>19,111,925円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>2,407,251円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	21,519,176円	令和5年度決算額	19,111,925円	増減額	2,407,251円	<p>所時における保護者への制度の趣旨の十分な説明、生活困窮者への分割納付等個々のケースに応じた納付指導を行い、収入確保に努めた。</p> <p>また、令和7年12月に未収金対策会議を開催し、未収が続くおそれのある「現在入所中」の児童の保護者に重点を置いた徴収困難ケースを中心に担当者で世帯状況の確認や今後の対応について協議し、個別対応を行った。</p> <p>今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活状況等の把握に努め、分割納付などの適切な償還指導や相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。</p> <p>児童福祉費負担金の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>21,519,176円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>1,769,610円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>19,749,566円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	21,519,176円	収入済額	1,769,610円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	19,749,566円
令和6年度決算額	21,519,176円															
令和5年度決算額	19,111,925円															
増減額	2,407,251円															
令和6年度決算額	21,519,176円															
収入済額	1,769,610円															
不納欠損額	0円															
令和7年11月30日現在の収入未済額	19,749,566円															
	<p>&lt;医療政策課&gt; 返納金（看護師等修学資金返還金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>4,505,000円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>4,439,000円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>66,000円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	4,505,000円	令和5年度決算額	4,439,000円	増減額	66,000円	<p>返納金については、「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、個別の償還指導等を行い、債務者の生活や資力状況に応じた償還計画により債権回収に取り組んでいるが、経済的な事情等から償還が滞っている債権については、引き続き、債務者及び連帯保証人の実情把握に努めている。</p> <p>令和7年度においては、12月に文書による納入依頼のほか、1月以降に債務者の自宅訪問を予定している。現年調定分について、納入の再開に至ったケースがあったことから、引き続き定期的な納入依頼を実施する。また、本年度卒業予定の貸与者に対し、詳細な資料を示しながら、返還が必要になるケースについて具体的な説明を行い、未収金発生未然防止に努めている。</p> <p>令和7年7月時点では1名について返還が終了している。</p> <p>今後とも、継続的に償還がなされるよう、電話・自宅訪問による状況調査や納入依頼を行うなど、一層の債権回収に努めるとともに、新規貸与に当たっては、返還免除の条件を満たさない場合の返還義務について、貸与者及び連帯保証人への周知を徹底し、収入確保に努める。</p> <p>また、現年度債務者が納期限を過ぎても入金しない場合には、速やかに文書や電話による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者との相談の上、返還計画の見直しを行うなど、個人の状況に応じたきめ細やかに対応し、新たな収入未済の発生防止に取り組む。</p>								
令和6年度決算額	4,505,000円															
令和5年度決算額	4,439,000円															
増減額	66,000円															

		<p>返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>4,505,000円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>92,000円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>4,413,000円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	4,505,000円	収入済額	92,000円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	4,413,000円
令和6年度決算額	4,505,000円									
収入済額	92,000円									
不納欠損額	0円									
令和7年11月30日現在の収入未済額	4,413,000円									
	<p>&lt; 障がい者相談支援センター &gt; 心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>2,635,330円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>2,957,330円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>322,000円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	2,635,330円	令和5年度決算額	2,957,330円	増減額	322,000円	<p>未納の掛金については、「徳島県心身障害者扶養共済制度未収金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、経済的な事情からやむを得ず未納の掛金が発生した債務者（障がい者の保護者）の状況把握に努めるとともに、債務者の経済状況等に応じた個別の対応により収入確保に努めた。</p> <p>1 新たな収入未済の発生防止に向けた取組</p> <p>(1) 定期的な収納状況の確認の継続により、納付遅延等の兆しが感知された場合には、加入者に早期に連絡を取り状況把握を行うとともに、個別の経済状況等を踏まえ対応に努めた。現年分掛金支払中の者には、定期納付を促すことで収入未済の発生防止に努めた。</p> <p>(2) 新規加入希望者には、「重要事項説明書」を用いて本制度の仕組み・支給要件・脱退時の取扱いなどを説明し、十分な理解が得られるよう努めた。</p> <p>(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用による状況把握を行い、債権管理に努めた。</p> <p>2 適切な債権管理による収入確保に向けた取組</p> <p>(1) 未収金ケース検討会（当センター・障がい福祉課）を令和7年6月27日に開催し、情報の共有及び方針決定を行った。「未収金徴収マニュアル」及び「掛金未納者の年金等取扱要領」に基づき、継続的・計画的に未収金徴収に努めた。</p> <p>(2) 督促文書は老齢年金等の年金支給月に合わせて隔月で送付し、各債務者の近況に合わせた手書きの手紙を添えることにより、定期納付を促した。また、注意喚起のため黄色い封筒を用いて納付書を同封するなど、送付方法も工夫した。</p> <p>(3) 滞納期間や滞納額・生活状況等により掛金納付計画書の提出を求め、継続納付を促し、速やかに納入することが困難なものについては、ワンコインを含む少額納付を認めるなど、債権管理を行った。</p>		
令和6年度決算額	2,635,330円									
令和5年度決算額	2,957,330円									
増減額	322,000円									

		<p>3 今後の取組 引き続き、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、滞納者の現況を十分に把握する中で、滞納者個々のケースに応じた対応を行い、粘り強く交渉を重ねることにより、収入の確保に努める。</p> <p>心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>2,635,330円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>143,500円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>2,491,830円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	2,635,330円	収入済額	143,500円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	2,491,830円												
令和6年度決算額	2,635,330円																					
収入済額	143,500円																					
不納欠損額	0円																					
令和7年11月30日現在の収入未済額	2,491,830円																					
	<p>&lt; 東部保健福祉局 徳島庁舎 &gt; 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入、父子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>3,987,970円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>4,192,970円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>205,000円</td> </tr> </table> <p>返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>162,770,975円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>156,387,106円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>6,383,869円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	3,987,970円	令和5年度決算額	4,192,970円	増減額	205,000円	令和6年度決算額	162,770,975円	令和5年度決算額	156,387,106円	増減額	6,383,869円	<p>1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が連携し、文書や電話での督促、戸別訪問（随時）による未収金回収に取り組むとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行った。 さらに、町村と連携し、定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生未然防止と早期発見に努めた。 今後とも、関係町村と連携し、債務者への就労支援をはじめ、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導等を行うとともに、受給者に対し、資格喪失や対象児童数の減等の届出を確実に行うよう周知・指導することにより、返納金発生未然防止に努める。</p> <p>返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>3,987,970円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>164,000円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>3,823,970円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	3,987,970円	収入済額	164,000円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	3,823,970円
令和6年度決算額	3,987,970円																					
令和5年度決算額	4,192,970円																					
増減額	205,000円																					
令和6年度決算額	162,770,975円																					
令和5年度決算額	156,387,106円																					
増減額	6,383,869円																					
令和6年度決算額	3,987,970円																					
収入済額	164,000円																					
不納欠損額	0円																					
令和7年11月30日現在の収入未済額	3,823,970円																					

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	109,278,504円
令和5年度決算額	119,721,375円
増 減 額	10,442,871円

父子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	1,347,076円
令和5年度決算額	956,021円
増 減 額	391,055円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	8,069,994円
令和5年度決算額	10,433,034円
増 減 額	2,363,040円

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促（催告）状の送付や電話、訪問等により未収金の回収に取り組むとともに、債権管理台帳に基づいた適切な債権管理を行うほか、組織としての情報共有を図った。

さらに、債務者が低所得の状態にあることから、一度返納金が発生すると回収が困難になる状況を踏まえ、保護開始時から制度の趣旨及び適正な収入申告義務に係る説明を徹底し、「申告義務遵守の確認書」に署名押印を求めるほか、保護継続世帯に対しては、「申告義務のしおり」を活用し、定期的に収入申告義務に係る留意を求めることで、収入状況の適切な把握と返納金の発生防止に向けた取組を推進した。

また、重点的な取組として、保護費との相殺が可能となった返納金については、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

なお、毎年1月15日から3月15日を「未収金回収強化期間」とし、地区担当者が2名1組となって債務者宅への訪問による督促を実施しているところである。

今後とも、管内町村、民生委員等関係者と連携し、債務者の生活状況の把握に努めるとともに、継続的な督促による未収金の回収と新たな返納金の発生防止への取組を進める。

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	162,770,975円
収入済額	5,407,022円
不納欠損額	0円
令和7年11月30日現在の収入未済額	157,363,953円

3 母子福祉資金貸付金元利収入、父子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、訪問や電話、文書による償還指導を行った。滞納者に対しては、7月に督促状及び催告状、9月に連帯保証人に対する督促状を送付し、滞納金額の通知や期日を指定した納入の督促を行った。償還開始後間もなく未納となった者には、速やかに連絡を取り、早期の収納に努め、新たな未収金が発生しないよう指導を強化した。加えて、8月と2月に「貸付金償還指導強化週間」を設定し、夜間電話による督促を重点的に行い未収金の収納や債務者の状況把握に取り組ん

だ。  
未収金発生の未然防止対策として、貸付申請受付時に、担当者と母子・父子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や借受人・連帯保証人の責務等の説明を徹底するとともに、適正な償還を意識付けるよう指導を行った。

また、償還が開始される6か月前に、借受人の連絡先や現状の確認を行うとともに、1か月前には償還開始の通知を徹底するほか、口座振替による償還が確実となるよう引落口座を確認するなど、円滑な償還が開始されるよう取り組んだ。残高不足等により口座引落ができなかった者については、口座再振替制度の利用を積極的に勧めることで、より確実な収納を図った。

なお、令和4年4月から、それまで限られた銀行窓口でのみ可能であった納付書での納付（償還）が、全国のゆうちょ銀行、全国の主要なコンビニエンスストアでの納付やスマートフォン決済アプリなどでの納付が可能となり、限定的だった場所や時刻での納付が幅広く可能となり、債務者の納付時の利便性が向上している。今後とも、市町村と連携し、適切な貸付実施による未収金の発生防止を図り、債務者に対しては、個々の状況に応じ、母子・父子自立支援員による各種相談や就労による自立支援に取り組むとともに、償還困難事例については、「ケース検討会議」を開催し、個々の状況に応じて様々な収納方法を検討し計画的な償還を促すなど、引き続き未収金の縮減に努める。

#### 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	109,278,504円
収入済額	5,482,416円
不納欠損額	0円
令和7年11月30日現在の収入未済額	103,796,088円

#### 父子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	1,347,076円
収入済額	26,250円
不納欠損額	0円
令和7年11月30日現在の収入未済額	1,320,826円

		<p>寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>8,069,994円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>1,036,402円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>7,033,592円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	8,069,994円	収入済額	1,036,402円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	7,033,592円						
令和6年度決算額	8,069,994円															
収入済額	1,036,402円															
不納欠損額	0円															
令和7年11月30日現在の収入未済額	7,033,592円															
	<p>&lt; 経済産業政策課 &gt;                  雑入（地域経済循環創造事業交付金に係る返納金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>雑入（地域経済循環創造事業交付金に係る返納金）の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>4,014,191円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>4,974,191円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>960,000円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	4,014,191円	令和5年度決算額	4,974,191円	増減額	960,000円	<p>返納金については、「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、債務者である県内事業者に対し、文書や面談等により、未収金償還の督促・交渉を行った。</p> <p>債務者は、コロナ禍により経営が厳しく、一括返納が困難な状況にあるため、令和4年7月に分割による返納計画を策定し、令和4年8月から、計画に応じた分納を実施している状況である。</p> <p>今後も、返納計画に基づき、着実に返納されるよう、適切に督促するとともに、必要に応じて財産状況の調査にも協力を求め、早期の全額返納に努める。</p> <p>雑入（地域経済循環創造事業交付金に係る返納金）の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>4,014,191円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>840,000円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>3,174,191円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	4,014,191円	収入済額	840,000円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	3,174,191円
令和6年度決算額	4,014,191円															
令和5年度決算額	4,974,191円															
増減額	960,000円															
令和6年度決算額	4,014,191円															
収入済額	840,000円															
不納欠損額	0円															
令和7年11月30日現在の収入未済額	3,174,191円															
	<p>&lt; 企業支援課 &gt;                  中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>1,182,168,583円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	1,182,168,583円	<p>当該貸付金については、「新・徳島県債権管理基本方針」、「徳島県中小企業高度化資金等債権管理マニュアル」に基づき、債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）の状況を遅滞なく把握するとともに、償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。</p> <p>また、こうした取組をより効果的に行うため、徳島県未収金対策委員</p>												
令和6年度決算額	1,182,168,583円															

	<table border="1"> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>1,185,777,583円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>3,609,000円</td> </tr> </table>	令和5年度決算額	1,185,777,583円	増減額	3,609,000円	<p>会や関連部会、各都道府県との合同研修等を通じて、庁内他部局や他自治体との債権回収手法等の情報共有、担当職員の知識・スキルの向上に努めている。</p> <p>さらに、長期償還中断先や、支払能力があるにもかかわらず滞納している債務者等については、サービサー（債権回収会社）や弁護士といった専門家を最大限活用することで督促・回収を強化するとともに、法的措置を含めた積極的な債権回収など、適切な債権管理事務を行うことで、未収金の削減を進めてきたところである。</p> <p>また、令和5年度に「不納欠損処分基準」を策定し、令和6年度から同基準に基づき、事実上回収困難な債権について積極的に債権放棄を検討し、不納欠損処分を実施しており、引き続き同様の方針で対応を図る。</p> <p>今後とも、債権管理業務を効果的・効率的に遂行していき、未収金対策に万全の措置を講じる。</p> <p>中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>1,182,168,583円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>1,248,000円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>1,180,920,583円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	1,182,168,583円	収入済額	1,248,000円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	1,180,920,583円
令和5年度決算額	1,185,777,583円													
増減額	3,609,000円													
令和6年度決算額	1,182,168,583円													
収入済額	1,248,000円													
不納欠損額	0円													
令和7年11月30日現在の収入未済額	1,180,920,583円													
	<p>&lt; 農林水産政策課 &gt;          農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>13,095,216円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>13,275,216円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>180,000円</td> </tr> </table> <p>林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況</p>	令和6年度決算額	13,095,216円	令和5年度決算額	13,275,216円	増減額	180,000円	<p>貸付金債権の保全と回収を図るため、徳島県未収金対策委員会における取組方針に基づき、職員間での回収状況の共有等による債権回収策の検討を行い、債務者等の経済状況の実態を把握しながら、電話や面談等による督促を行った。</p> <p>引き続き、収入未済額については、債務者や連帯保証人への電話や面談等を行うとともに、未収金の削減を促進するため、償還計画の見直しを指導するなど、債務者に対して強力に支払請求を行い、一層の収入確保に努める。</p> <p>また、返済状況を踏まえ、未収金が削減されない場合には、必要に応じ担保権の行使や法的措置を行うなど、未収金対策に万全の措置を講じる。</p> <p>農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況</p>						
令和6年度決算額	13,095,216円													
令和5年度決算額	13,275,216円													
増減額	180,000円													

	<table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>4,242,402円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>4,367,402円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>125,000円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	4,242,402円	令和5年度決算額	4,367,402円	増減額	125,000円	<table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>13,095,216円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>13,055,216円</td> </tr> </table> <p>林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>4,242,402円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>4,207,402円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	13,095,216円	収入済額	40,000円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	13,055,216円	令和6年度決算額	4,242,402円	収入済額	35,000円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	4,207,402円
令和6年度決算額	4,242,402円																							
令和5年度決算額	4,367,402円																							
増減額	125,000円																							
令和6年度決算額	13,095,216円																							
収入済額	40,000円																							
不納欠損額	0円																							
令和7年11月30日現在の収入未済額	13,055,216円																							
令和6年度決算額	4,242,402円																							
収入済額	35,000円																							
不納欠損額	0円																							
令和7年11月30日現在の収入未済額	4,207,402円																							
	<p>&lt; 用地対策課 &gt;          特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>532,747,428円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>532,777,428円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	532,747,428円	令和5年度決算額	532,777,428円	増減額	30,000円	<p>債務者に対し、会社訪問や面談等を通じて、未収金償還の督促・交渉を行った。債務者は米国の関税政策により、主要納入先からの受注量が急減したことから、売上高が減少し、厳しい経営状況にあり、社会保険料や水道料金等の支払い猶予を受けている。現在、中小企業活性化協議会支援の元で、様々な支援方法を模索しながら、再建に向けて経営改善計画を策定中である。</p> <p>今後、経営改善計画の策定状況を見守るとともに、適切な債権管理を行い、債務の回収に努める。</p> <p>特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>532,747,428円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>532,747,428円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	532,747,428円	収入済額	0円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	532,747,428円								
令和6年度決算額	532,747,428円																							
令和5年度決算額	532,777,428円																							
増減額	30,000円																							
令和6年度決算額	532,747,428円																							
収入済額	0円																							
不納欠損額	0円																							
令和7年11月30日現在の収入未済額	532,747,428円																							

< 住宅課 >

住宅使用料、雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金）及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和6年度決算額	196,993,979円
令和5年度決算額	162,885,958円
増 減 額	34,108,021円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	24,440,028円
令和5年度決算額	24,440,028円
増 減 額	0円

敷金収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	1,108,100円
令和5年度決算額	1,096,800円
増 減 額	11,300円

1 講じた措置

(1) 滞納初期段階での取組の強化

滞納額が高額になるほど、滞納者は支払いが困難となり、結果的に滞納期間が長引く傾向にあるため、令和3年2月に改正した「徳島県営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱」に基づき、滞納初期段階での取組を強化し、滞納1か月での電話・文書による督促、滞納2か月での訪問納付指導、滞納3か月での文書催告、滞納4か月での呼出し指導、滞納5か月での再度の文書催告を徹底して実施し、新たな滞納の発生を抑制した。

(2) 高額滞納者に対する指導

家賃を支払う意識の低い入居者や納付指導に従わない悪質な高額滞納者に対して、連帯保証人を含め、納付指導を実施している。

令和3年2月以降の新規入居者に対しては、原則として、滞納6か月で公営住宅法に基づく明渡請求を行い、それにも従わない場合、家賃の支払及び明渡しを求める提訴を行うこととしている。

要綱改正以前の入居者に対しては、順次、明渡請求を行うこととしており、令和7年11月末までに高額滞納者117名に指導を行った結果、56名が分納納付、18名が退去、10名が滞納解消、継続して指導を行っているものが32名、退去や分割納付に応じない1名には明渡訴訟を提起し、勝訴の後、明渡しに至っている。

(3) 弁護士との連携

滞納事例には、自己破産・服役・行方不明・不正入居等様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制としている。

(4) 福祉関係機関との連携

滞納者の状況（収入、年齢、障がいの有無、家族構成など）を分析し、「支払が困難な滞納者」に対しては、個別の事情に応じて、社会福祉協議会の窓口を紹介したり、各種の支援制度や生活保護制度を案内している。

2 今後の対応

県営住宅を退去後一定期間が経過した債権は、事実上回収が困難であるとして、令和2年度から消滅時効の経過をもって債権放棄の議案提出を行い、不納欠損処分を実施しており、今後も同様の方針で対応していく。

また、新たな滞納の発生を防止する観点から、滞納が積みあがる前の早期の訪問督促や特別な事情がある方を対象とした家賃減額などの取組を進めつつ、明渡請求を前提とした滞納防止の取組を強化するこ

		<p>とで、より現実性の高い滞納対策にしっかりと取り組んでいく。</p> <p>住宅使用料の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>196,993,979円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>7,160,980円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>189,832,999円</td> </tr> </table> <p>雑入(家屋明渡等請求に伴う損害金)の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>24,440,028円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>24,440,028円</td> </tr> </table> <p>敷金収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>1,108,100円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>1,108,100円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	196,993,979円	収入済額	7,160,980円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	189,832,999円	令和6年度決算額	24,440,028円	収入済額	0円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	24,440,028円	令和6年度決算額	1,108,100円	収入済額	0円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	1,108,100円
令和6年度決算額	196,993,979円																									
収入済額	7,160,980円																									
不納欠損額	0円																									
令和7年11月30日現在の収入未済額	189,832,999円																									
令和6年度決算額	24,440,028円																									
収入済額	0円																									
不納欠損額	0円																									
令和7年11月30日現在の収入未済額	24,440,028円																									
令和6年度決算額	1,108,100円																									
収入済額	0円																									
不納欠損額	0円																									
令和7年11月30日現在の収入未済額	1,108,100円																									
	<p>&lt; 港湾政策課 &gt;                  雑入(不法占用物件撤去費用)について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>雑入(不法占用物件撤去費用)の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>20,353,535円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	20,353,535円	<p>当該債権は、民事執行法及び民事保全法に基づく強制執行及び仮処分により、不法占用物件を撤去した費用が未収となっているものである。これら債権の回収については、これまで債務者に対し、文書や自宅訪問等による督促を行っているものの、未だ支払いに応じない状況にある。こうした状況を踏まえ、債務者の財産情報を取得するため、弁護士と委託契約を締結し、順次、裁判所に対し申立てを行い、債務者に対する</p>																						
令和6年度決算額	20,353,535円																									

	<table border="1"> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>20,353,535円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>0円</td> </tr> </table>	令和5年度決算額	20,353,535円	増減額	0円		<p>財産開示手続きを進めているところ。 今後、所有する資産等が確認できれば、強制執行の申立てを行うなど、債権回収に向けた取組の強化に努める。</p>										
令和5年度決算額	20,353,535円																
増減額	0円																
	<p>&lt; 東部県土整備局 徳島庁舎 &gt; 雑入及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>雑入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>5,845,800円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>73,000円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>5,772,800円</td> </tr> </table> <p>港湾施設使用料の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>4,053,900円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>4,025,740円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>28,160円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	5,845,800円	令和5年度決算額	73,000円	増減額	5,772,800円	令和6年度決算額	4,053,900円	令和5年度決算額	4,025,740円	増減額	28,160円		<p>(1) 雑入の収入未済額 5,845,800円</p> <p>道路施設原因者負担金 4,268,000円 本件は、令和6年度に吉野川南詰アンダーパスのゲートに、個人事業主が運転する中型トラックに積載した小型バックホウのアームが接触しゲートを損傷させたことにより、県が行ったゲートの撤去及び付け替えの費用を個人事業主に対し請求したものである。 令和7年度に預貯金及び生命保険などの調査を行ったが、十分な金額は確認できなかったため、令和7年10月に債務者の自宅及び敷地内にある資産について強制調査を実施した。その結果、車両2台及び建設機械1台を押収し、今後、当該車両等を競売にかけ、滞納額に充当する予定である。</p> <p>契約解除に伴う原形復旧費用 1,504,800円 本件は、令和6年度に契約解除を行った委託契約において、契約解除に伴う作業現場の原形復旧費用を委託契約書の規定に基づき受注者である事業者に対し請求したが、事業者が破産手続中であったことから全額1,504,800円が未収となっている。 その後の状況としては、債権保全のための措置として破産債権届出書を提出していたところ、令和7年9月に破産管財人より134,554円が配当されたため、残り1,370,246円が未済額となった。 今後の対応としては、令和7年10月に事業者の破産手続終結が決定されたことにより、事業者の法人格が消滅し、その債権も消滅したため、残った収入未済額については回収不能となることから、令和7年度末に不納欠損処分を行う予定である。</p> <p>港湾施設原因者負担金 73,000円 本件は、ガードパイプの原状復旧の費用で、平成20年度に最後の分納を受けて以降、本人が県外遠隔地へ転居した後は再三の催告にも連絡も納付もない状態で、残金が未収となっている。 令和7年度には所在調査を行い改姓と新住所が判明し、改めて催告を行ったところ、令和7年7月に本人より文書にて「時効の援用」の申し出があったため、令和7年度末に不納欠損処分を行う。</p> <p>雑入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>5,845,800円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	5,845,800円
令和6年度決算額	5,845,800円																
令和5年度決算額	73,000円																
増減額	5,772,800円																
令和6年度決算額	4,053,900円																
令和5年度決算額	4,025,740円																
増減額	28,160円																
令和6年度決算額	5,845,800円																

収入済額	134,554円
不納欠損額	0円
令和7年11月30日現在の収入未済額	5,711,246円

( 2 ) 港湾施設使用料の収入未済額 4,053,900 円

野積場占用料 4,025,740 円

本件は、平成 18 年度から平成 21 年度までの野積場占用料が未収となっているものである。

対象法人は、現在休眠状態であり、県が差し押さえている倉庫及び動産以外に処分可能な財産は確認されていない。

平成 26 年 1 月に倉庫の公売を実施したが、落札者から公売代金の入金がなく、不成立となっている。その際の公売保証金 200,000 円については滞納処分費(建物鑑定料)及び収入未済に充当している。

その後も、平成 30 年 3 月に倉庫内部の動産を差し押さえし、倉庫及び動産を一体として同年 12 月に公売を実施したが、応札者はなく不成立となっている。

令和 7 年度においては、差し押さえている倉庫及び動産の現地確認や本店所在地の役場に資産の状況等について聞き取り調査を行い、工場跡地の土地及び建物について登記簿調査を行った。併せて、対象法人の預金・生命保険の詳細調査を行い、これらの調査結果をもって、換価価値の再検討を行うとともに執行停止や不納欠損も視野に入れた処理を進める。

また、新たな収入未済の発生を防ぐため、指定納期限までに納付されない案件が発生した場合は、早期に督促を行い納付を促し、必要に応じて差押えを実施するなど厳格な滞納処分を行う。

駐車場使用料 28,160 円

本件は、令和 6 年度のマリンターミナルの駐車場使用料である。

これについては、納付折衝の結果、令和 7 年 7 月に全額納付され収入済みとなった。

港湾施設使用料の収入未済額の状況

令和 6 年度決算額	4,053,900円
収入済額	28,160円
不納欠損額	0円

令和7年11月30日現在の収入未済額

4,025,740円

<教育委員会事務局人権教育課>  
教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	278,328,853円
令和5年度決算額	281,865,633円
増減額	3,536,780円

当該貸付金の回収については、「新・徳島県債権管理基本方針」や「徳島県地域改善対策奨学金等貸付金債権管理マニュアル」に基づき、滞納者に対する督促状の送付や電話による納付指導を行ったほか、債務者との面談機会を増やすため、開設時間の工夫等も図りながら、隣保館など県内延べ12か所で相談窓口を開設し対応した。

また、各債務者に対し、返還状況を詳細に説明し、より具体的な返還指導の実施や戸別訪問を行うなど、課員全身体制で歳入確保に取り組んだ。さらに、返還免除を含む奨学金返還制度について一層の理解が得られるよう、今年度においても、「奨学金返還のしおり」について、わかりやすい内容で作成し、債務者に対して広く制度の周知を図ることで、新たな収入未済の発生防止に努めた。

令和7年度からは、「未収金に係る債権整理計画」等に基づき、長期所在不明者や未手続の死亡免除対象者などの債務者の対応について検討を進め、対応可能なものについて債権整理を進める。

今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活の状況等を勘案しながら、分割納入など適切な償還方法の指導・相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	278,328,853円
収入済額	4,448,785円
不納欠損額	0円
令和7年11月30日現在の収入未済額	273,880,068円

<教育委員会事務局生涯学習課>  
奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

徳島県奨学金貸付金の未収金については、「徳島県奨学金貸付金返還促進取扱要綱」及び「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、「未収金削減強化月間」を3か月間設定し、「奨学金未収金対策チーム」を中心に、積極的な返還指導及び督促を行うほか、弁護士法人に債権回収

	<p>奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="548 188 1099 373"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>77,901,820円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>82,760,126円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>4,858,306円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	77,901,820円	令和5年度決算額	82,760,126円	増減額	4,858,306円	<p>業務の一部を委託するなど、多角的かつ重層的な取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 長期滞納者に対する重点的な督促 要綱等に基づき、1月に督促状の送付を行い、指定期限を経過しても返還等を行わない者に対しては、3月に催告状を送付した。 また、対象者のうち、一括返還が困難な者については、返還計画書等を提出させ分割返還を認めており、分納承認者についてはおおむね計画どおりの返還が継続している。</li> <li>2 所在不明者の住所の把握 所在が不明の場合は、架電及び住民基本台帳ネットワークシステムを利用することに加えて住民票等の請求を行った。</li> <li>3 新規返還開始者に対する返還開始案内及び返還指導 早期の未収金の発生を防ぐため、文書に加え架電でも返還開始を案内し、対象者には返還猶予制度の説明を行った。 また、滞納の常態化を防ぐため、初回返還が未納となった者に対して、速やかに架電による督促及び返還指導を実施した。</li> <li>4 個々の状況に応じた細やかな返還指導 奨学生等が滞納状態に陥るのは、ある程度やむを得ない理由がある場合が多いことから、返還猶予制度や返還每期額の減額等を説明するなど、細やかな返還指導に努めた。</li> <li>5 弁護士法人の活用 返還が極めて困難な者に配慮した上で、令和3年5月から長期滞納者に対する債権回収業務を長期継続契約により弁護士法人へ委託した。 今後も引き続き、効果的な取組を行うとともに、きめ細やかな返還指導により、収入未済額の縮減に努める。</li> </ol> <p>奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="1265 1015 2054 1264"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>77,901,820円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>7,420,470円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>70,481,350円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	77,901,820円	収入済額	7,420,470円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	70,481,350円
令和6年度決算額	77,901,820円															
令和5年度決算額	82,760,126円															
増減額	4,858,306円															
令和6年度決算額	77,901,820円															
収入済額	7,420,470円															
不納欠損額	0円															
令和7年11月30日現在の収入未済額	70,481,350円															
	<p>&lt; 中央病院 &gt; 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に</p>	<p>未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金管理要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納</p>														

努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額	130,933,615円
令和5年度決算額に係る 令和6年5月末残額	130,714,596円
増 減 額	219,019円

付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により早期回収に努めている。

長期滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対し、法的措置として「支払督促」を実施しており、令和7年度には、11月末までに248,000円を回収した。

さらに、平成29年度からは、回収が困難な未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、未収金の収入促進に向けて取組を強化している。その結果、令和7年度には、11月30日までに2,947,782円を回収した。

また、24時間会計の実施やクレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高めるとともに、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介することにより、未収金発生の防止に努めている。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努めたい。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額	130,933,615円
収入済額	9,436,039円
不納欠損額	0円
令和7年11月30日現在の収入未済額	121,497,576円

< 三好病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額	30,539,216円
令和5年度決算額に係る 令和6年5月末残額	26,114,083円

未収金の回収については「徳島県病院事業滞納未収金管理要綱」に基づいて処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、未納者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明するなど、早期回収に努めている。

長期未納者のうち督促を行っても支払に応じない者に対して、法的措置による「支払督促」の申し立てを行っており、令和6年度末までに38名に実施した。

さらに、平成29年度から回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、令和7年度には、11月30日までに1,130,278円を回収した。

また、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員

	<table border="1"> <tr> <td>増</td> <td>減</td> <td>額</td> <td>4,425,133円</td> </tr> </table>	増	減	額	4,425,133円	<p>が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高め、未収金発生防止に努めている。</p> <p>今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努める。</p> <p>医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額</td> <td>30,539,216円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>2,889,557円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日現在の収入未済額</td> <td>27,649,659円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額	30,539,216円	収入済額	2,889,557円	不納欠損額	0円	令和7年11月30日現在の収入未済額	27,649,659円		
増	減	額	4,425,133円													
令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額	30,539,216円															
収入済額	2,889,557円															
不納欠損額	0円															
令和7年11月30日現在の収入未済額	27,649,659円															
	<p>&lt;海部病院&gt; 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額</td> <td>10,493,087円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額に係る 令和6年5月末残額</td> <td>5,619,582円</td> </tr> <tr> <td>増</td> <td>減</td> <td>額</td> <td>4,873,505円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額	10,493,087円	令和5年度決算額に係る 令和6年5月末残額	5,619,582円	増	減	額	4,873,505円	<p>未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金管理要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により、早期回収に努めている。</p> <p>さらに、平成29年度から、回収が困難である未収金の回収業務については、弁護士法人へ委託して取組を強化しており、令和7年度には、11月30日までに185,800円を回収した。</p> <p>また、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高め、新たな未収金発生防止に努めている。</p> <p>今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については、継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努める。</p> <p>医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額</td> <td>10,493,087円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>4,695,380円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額	10,493,087円	収入済額	4,695,380円	不納欠損額	0円
令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額	10,493,087円															
令和5年度決算額に係る 令和6年5月末残額	5,619,582円															
増	減	額	4,873,505円													
令和6年度決算額に係る 令和7年5月末残額	10,493,087円															
収入済額	4,695,380円															
不納欠損額	0円															

		令和7年11月30日現在の収入未済額	5,797,707円
--	--	--------------------	------------